

平成30年7月豪雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の修繕・取得を支援します。

～被災農業者向け経営体育成支援事業～

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧後、営農を再開する農業者の方への支援です。（原則として、被災前と同程度の復旧部分の費用を支援します。）
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎等）や農業用・加工用機械の修繕・再取得に係る費用について助成します。
- 3 農産物の生産に必要な施設については、撤去費用についても助成します。

対象となる期間の豪雨で被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

助成対象者

平成30年7月豪雨にて、被災した農業者又は農業者の組織する団体

農業者とは、次の①②③の要件を満たした方です。

- ① 農地等を所有、又は利用権設定等で借り受けて耕作している方
- ② 被災前1年間で出荷販売実績がある方（出荷証明書や出荷伝票等の確認資料が必要です。）
- ③ 今後も農業経営を継続される方
（修繕・取得した農業用施設・機械の耐用年数期間内の管理が必要です。）



施設・機械の修繕・取得の場合

1 助成対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産及び加工に必要な施設並びにその附帯施設の修繕・取得
(例)：農業用ハウス、育苗施設、果樹棚、畜舎、農機具格納庫、暖房機など
- (2) 農産物の生産及び加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) 農業用機械及び加工用機械の修繕・取得
(例)：トラクター、田植機、コンバインなど
- (4) 農業用ハウス等に流入した土砂の撤去

・農業用ハウスの修繕、取得の場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。

・農業用機械の取得の場合は、農業経営の改善に係る目標設定が必要です。

- ① 以下のものは対象となりません。
 - ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
 - ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
 - ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- ② 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。
- ③ 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも可能です。

助成金の算出方法は「裏面参照」

2 助成金の算出方法

事業費×9/10以内（国費5/10、県費2/10、市費2/10）

市費の上乗せにより、助成率は変わります。

園芸施設共済の対象となる施設については、

- ① 共済加入の場合は、共済金の国費相当額を合わせて9/10
（国費は共済金の国費相当額を合わせて5/10、県費2/10、市費2/10）
- ② 共済未加入の場合は、8/10
（国費4/10、県費2/10、市費2/10）

事業完了時に園芸施設共済への加入が必要です。

施設の撤去の場合

1 助成対象となる事業内容

- (1) 被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
- (2) 土砂混じりがれきの運搬・処理等

施設の再建、露地栽培への転換等、営農活動を再開することが必要です。

2 助成率

定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額

国費5/10、県費2.5/10、市費2.5/10を助成

<定額助成単価>

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ①被覆材がガラスハウス | 1,200円/m ² |
| ②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス | 880円/m ² |
| ③被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス | 290円/m ² |
| ④畜舎 | 4,500円/m ² |
| ⑤その他 | |

※ 実際に支払われる補助金額は、市の助成金額や園芸施設共済の加入対象施設等により異なります。

お問い合わせ先

- ・岡山市農林水産課担い手育成係 ☎086-803-1343（直通）
[各区役所・支所]
- ・北区役所農林水産振興課 ☎086-803-1661
- ・中区役所農林水産振興課 ☎086-901-1622
- ・東区役所農林水産振興課 ☎086-944-5039
- ・南区役所農林水産振興課 ☎086-902-3520
- ・建部支所産業建設課 ☎086-722-1113
- ・御津支所産業建設課 ☎086-724-1114
- ・瀬戸支所産業建設課 ☎086-952-1114
- ・灘崎支所産業建設課 ☎086-363-5203